

アイリスオーヤマシュレッダー保守パッケージ サービス約款

アイリスオーヤマ株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社が製造販売する業務用シュレッダーをお買い上げの上、「アイリスオーヤマシュレッダー保守パッケージ」（以下「本パッケージ」といいます。）をお申込み頂いたお客様（以下「申込者」といいます。）に対し、本約款に基づき、本パッケージに係るサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

第1条（申込み及び契約成立）

申込者は、表面記載の申込書に必要事項を記載のうえ当社に提出することにより、本サービスを申し込むものとします。本サービスに係る契約（以下「本サービス契約」といいます。）は、当社が当該申込みを承諾した時点で成立するものとします。

第2条（対象機器）

本サービスの対象機器（以下「対象機器」といいます。）は、以下の条件を満たすものとします。

1. アイリスオーヤマ製のシュレッダーであること。
2. 当社が指定する機種であること。
3. 当社又は当社が指定するグループ会社（以下「指定業者等」といいます。）から購入した機器であること。

第3条（本サービスの提供）

1. 本サービスは、対象機器の納品日より5年を基本期間として提供するものとします。

2. 前項の期間満了に際し、申込者が当社所定の方法により延長を申込み、当社がこれを承諾した場合には、本サービスの提供期間を最大 24 ヶ月（2 年間）まで延長することができるものとします。
3. 本サービスは日本国内に限定して提供するものとします。
4. 本サービスの提供対象地域は、以下の地域に所在する事業所に限るものとします。
当社は、本サービス提供体制の変更、事業上の必要その他の合理的理由により、当該対象地域を変更（追加・縮小を含む。）することがあります。当該地域の縮小が行われた場合であっても、縮小前に本サービスの提供を開始している申込者については、当該契約期間の満了まで本サービスの提供を継続するものとします。ただし、当社は、本サービス契約について更新又は延長を行わないものとします。また、当該縮小後の地域については、新たな申込みの受付を行わないものとします。
 - (1) 東北：宮城県、福島県、山形県
 - (2) 関東・甲信越：東京都、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県
 - (3) 関西：京都府、大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県
 - (4) 九州：福岡県、大分県、佐賀県、長崎県
- 5.当社は、前項に定める提供対象地域外からの申込みについて、承諾しない場合があります。
- 6.当社は、合理的理由により延長の承諾を行わない場合があります。
- 7.当社は、本サービスの全部又は一部を、当社の責任において第三者に委託して実施させることができるものとします。

第4条（本サービスの内容）

1. 本サービスは、以下に定める A（納品日までの申込）及び B（納品後に申込）の 2 種類とします。

A（納品日までの申込）：

申込者が対象機器の納品日までに、本パッケージにお申込みいただいた場合に適用されるものとし、保守期間は5年間とします。

B（納品後に申込）：

申込者が対象機器の納品後に、本パッケージにお申込みいただいた場合に適用されるものとし、保守期間は5年間とします。ただし、当該期間の末日が対象機器の納品日から5年を経過する日を超える場合には、保守期間は当該納品日から5年を経過する日までとします。

2. 本サービスの内容は表面記載の申込プラン（以下「申込プラン」といいます。）に応じて、以下のとおりとします。

プラン	定期保守	出張修理	引上げ修理	年3回目以降の出張修理
A（納品日までの申込）	年1回	年2回	△（有償）	技術料+部品代
B（納品後に申込）	年1回	年2回	△（有償）	技術料+部品代

3. 定期保守は、対象機器の正常な運転状態と安全性を維持するため、当社の委託先であるアイリステックサービス株式会社からお客様へご連絡し、表面記載の設置場所に当社又は当社の委託先の担当者を派遣し実施します。

定期保守の実施日時は、申込者と当社が協議の上都度定めます。なお、Aプランについては保守期間の開始日から起算して1年間は定期保守の対象外とし、定期保守は2年目以降に実施するものとします。

4. 出張修理は、対象機器に不具合が生じた場合に申込者からの要請により、申込者と当社が協議の上定めた日時に当社から設置場所へ、当社又は当社の委託先の担当者を派遣し実施します。

5 申込プランに規定される定期保守（年1回）及び出張修理（年2回）については、交通費・技術料は無償とします。年3回目以降の出張修理は有償とします。また、動作確認のための電力料金及び細断紙は申込者の負担とします。

6 申込プランに規定される回数を超えて出張修理を必要とする場合、当該修理に要する技術料・部品代金・交通費の実費は申込者の負担とします。

7.対象機器の引き上げによる修理（以下「引き上げ修理」という）を必要とする場合、有償対応に限り実施するものとします。

第5条（提供時間）

本サービスの提供時間は、土日・祝日及び当社規定の休日を除く平日（月～金）の午前9時から午後5時までとします。

第6条（料金）

本サービスの料金は、表面記載の金額とし、申込者は表面記載の支払条件・方法により当社又は指定業者等に支払います。

第7条（料金の変更）

経済情勢の急激な変化などにより必要な場合、双方協議の上、料金変更ができます。

第8条（除外事項）

以下は本サービスの適用対象外とします。

1. モーター・カッター・ギアの交換
2. 移設・撤去作業ならびに立会
3. 天災地変等、当社の責に帰さない事由による故障の修理
4. 設置環境に起因する故障の修理
5. 申込者の不適切な使用・取扱いによる故障の修理
6. 第5条に定める提供時間外の修理
7. 申込プランに含まれない作業

第9条（除外事項の有償サービス）

1. 前条に該当する場合であっても、当社は見積書提示の上、申込者の承諾を得て有償にて対応することがあります。
2. 前項の有償による対応は申込プランの出張修理回数には含まれません。

第10条（不具合の修補）

本サービス又は有償サービスに当社の責めに帰すべき不具合があった場合（当社が合理的に認めた場合に限る）、当社は無償で当該不具合の修補を行うものとし、当該修補は出張修理回数に含めません。

第11条（損害賠償）

1. 当社は、当社に故意又は重過失より申込者に損害が生じた場合、当該損害のうち、直接かつ通常生じる範囲のものに限り、賠償責任を負うものとします。
2. 当社の損害賠償責任の総額は、本サービス又は有償サービスの対価として申込者が支払った金額を上限とします。

3. 当社は、間接損害、逸失利益、特別損害については責任を負いません。

第 12 条（不可抗力）

天災地変、戦争、暴動、内乱、火災、停電、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、争議行為、輸送機関又は仕入元の事故・破産等、その他当社の支配が及ばない事由により本サービスを提供できない事態が生じた場合、当社は本約款に基づく責を免れます。

第 13 条（有効期間）

1. 本サービス契約の期間は、表面記載の期間とします。
2. 申込プランが A の場合、期間満了後に継続希望の際は別途申込プラン B の申込みが必要です。

第 14 条（解約）

1. 申込者は、契約期間中の本サービス契約の解約については、原則としてできないものとします。
2. 申込者が以下に該当する場合、当社は通知・催告なく即時解約できます。
 - ① 第三者による修理・改造が行われたとき
 - ② 対象機器を廃棄したとき
 - ③ 当社の書面による事前承諾なく移設・移転又は譲渡したとき
 - ④ 表面記載の内容に虚偽又は重大な誤りがあったとき
 - ⑤ 本約款に違反したとき

第 15 条（解約時料金）

前条の規定により本サービス契約が解約された場合であっても、当社は受領した本サービスの料金を返金いたしません。

第 16 条（部品の欠品）

対象機器に使用される部品について、交換部品の入手が困難又は不可能となった場合、当該部品交換を要する修理は行えないことがあり、この場合、当社は、当該交換を要しない範囲において、可能な限り代替対応を行うものとします。

第 17 条（設置場所への立ち入り）

本サービス又は有償サービスの提供にあたり設置場所に立ち入る場合、当社は、申込者と協議の上、申込者の業務を妨げないよう努めるものとします。

第 18 条（サービスの委託）

当社は、本サービス及び有償サービスについて、株式会社アイリステックサービスを主たる委託先として指定し、当該委託先を通じて本サービス及び有償サービスの提供を行います。

当社は、委託先に対し、本約款と同等の義務を負わせるものとします。

第 19 条（秘密保持）

当社は、本サービス及び有償サービスの提供に際し知り得た申込者の業務上の秘密情報について、申込者の承諾なしに委託先以外へ開示又は漏洩しません。本条の義務は本サービス契約終了後も存続するものとします。

第 20 条（約款の変更）

1.当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、民法第 548 条の 4 の規定に基づき、本約款を随時変更することができます。

- ①本約款の変更が、申込者の一般の利益に適合するとき。
- ② 本約款の変更が、本サービス契約の目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の事情に照らして合理的なものであるとき。

2.変更後の約款の効力発生時期を定め、当社が運営するウェブサイトへの掲示その他当社所定の方法により周知します。

3.申込者が、約款変更後も本サービスの利用を継続した場合、当該変更後の約款に同意したものとみなします。

第 21 条（反社会的勢力の排除）

1. 申込者及び当社は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下総称して「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証します。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2. 申込者及び当社は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約します。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3. 申込者及び当社は、相手方が、暴力団員等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定にもとづく表明・保証に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、相手方に対して何らの催告をすることなく本サービス契約を解除することができます。

4. 申込者及び当社は、前項により本契約を解除した場合、相手方に損害が生じたとしてもこれを一切賠償する責任はないことを確認し、これを了承します。

第22条（合意管轄）

本約款及び本サービス契約に起因し又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 23 条（協議事項）

当社及び申込者は、本約款に定めのない事項又は本約款の解釈に疑義が生じた場合には、互いに信義誠実の原則に従って協議の上速やかに解決を図るものとします。

制定日：2026 年 6 月 1 日

最終改定日：2026 年 6 月 1 日

以上